第二種健康診断特例区域治療支援事業

★第二種健康診断受診者証を所持している方を対象とした、 被爆者と同等の医療費助成を行う事業が始まります。

1. 事業の概要

> 医療費助成の範囲

令和6年12月1日から、以下を除き、全ての医療費が助成の対象になります。

- ※対象外の疾病(被爆者と同じ)
- ①原子爆弾投下以前にかかった精神疾患
- ②遺伝性疾病
- ③先天性疾病

④むし歯のうち軽いむし歯(C1、C2、Ce)

> 事業の対象者

- ・11種類の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている方が対象です
- ・受給者証の交付申請をしていただく必要があります

※11種類の障害 (代表的な疾病)

① 造血機能障害

(再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など)

4)内分泌腺機能障害

(糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症など)

②肝臓機能障害

(肝硬変など)

⑤脳血管障害

(くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など)

③細胞増殖機能障害

(悪性新生物など)

6循環器機能障害

(高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など)

⑦腎臓機能障害

(ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎など)

⑧水晶体混濁による視機能障害

9呼吸器機能障害(肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など)

⑩運動器機能障害

⑪潰瘍による消化器機能障害

(白内障など)

(変形性関節症、変形性脊椎症など)

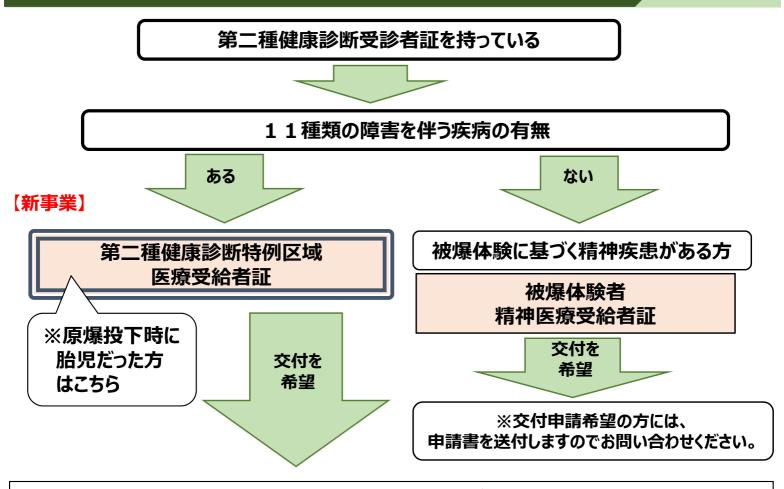
(胃潰瘍、十二指腸潰瘍など)

※受給者証

- ・第二種健康診断特例区域医療受給者証を 新たに交付します
- ・長崎市(長崎県)にて申請内容の審査の上、郵送します。
- ・有効期限はありません (更新は不要です)



2. 申請までの流れ



- ①かかりつけの医療機関において、<u>11種類の障害のいずれかを伴う疾病にかかっていること</u>がわかる所定の診断書を作成ください。
 - ※診断書作成費用は自己負担です
- ②所定の<u>診断書、申請書兼同意書、第二種健康診断受診者証の写し、</u>の3点を長崎市 (長崎県)へ提出 ※令和6年12月1日より申請受付を開始します
- ③長崎市(長崎県)から受給者証を交付(郵送します) ※申請から交付まで、およそ1~2か月ほどかかる場合があります
- ④令和6年度内に受給者証の申請をいただいた方は、<u>受給者証交付日からの医療費の自己負担分を、長崎市(長崎県)へ請求できます。</u>医療機関での受診時には自己負担分をお支払いいただき、<u>領収書の保管をお願いいたします。</u>

問い合わせ先

第二種健康診断受診者証をお持ちの方 ※長崎県外にお住まいの方も対象です。

長崎市 原爆被爆対策部調査課

拡大地域支援係

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

TEL 095-829-1290

(担当区域)

長崎市内、北海道・東北・関東・中部・近畿地方

長崎県 福祉保健部

原爆被爆者援護課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL 095-895-2475

(担当区域)

長崎県内(長崎市外)九州·中国·四国地方